

磐 監 第 172 号

令和4年1月27日

磐田市議会議長 寺 田 幹 根 様

磐田市監査委員 鈴木 得 郎

同 東 功 一

同 加 藤 文 重

定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和3年度

定期監査結果報告書
(第4回)

磐田市監査委員

定期監査結果報告

1. 監査の対象、期間及び監査日

対 象		監 査 日	
部 課 名	期 間		
建 設 部	道 路 河 川 課	令 和 3 年 4 月 から 令 和 3 年 9 月 まで	令 和 3 年 11 月 30 日
	都 市 整 備 課	令 和 3 年 4 月 から 令 和 3 年 9 月 まで	令 和 3 年 11 月 30 日
	建 築 住 宅 課	令 和 3 年 4 月 から 令 和 3 年 9 月 まで	令 和 3 年 11 月 30 日
	都 市 計 画 課	令 和 3 年 4 月 から 令 和 3 年 9 月 まで	令 和 3 年 11 月 30 日
健 康 福 祉 部	健 康 増 進 課	令 和 3 年 4 月 から 令 和 3 年 10 月 まで	令 和 3 年 12 月 24 日
	高 齢 者 支 援 課	令 和 3 年 4 月 から 令 和 3 年 10 月 まで	令 和 3 年 12 月 24 日

2. 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。提出された監査資料、関係帳票及び証ひょう書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務執行が関係法令に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

3. 監査の結果

監査した事務は、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。その監査結果の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

【建設部 道路河川課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【建設部 都市整備課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【建設部 建築住宅課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【建設部 都市計画課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

特になし

【健康福祉部 健康増進課】

指摘事項

特になし

所見（要望事項）

磐田市急患センターの備品であるオンライン資格確認端末について、物品製造等見積参加登録のない業者から購入していたので、物品製造等にかかる契約事務取扱要領に基づき、物品製造等見積参加登録を確認したうえで購入手続きをするよう徹底されたい。

【健康福祉部 高齢者支援課】

指摘事項

現金管理において、現金を領収した時はつり銭資金整理簿へ記載し、担当者及び現金出納員による現金残高の確認を毎日行うとともに、領収した現金は速やかに金融機関へ収納することとされている。介護認定審査会資料コピー代については、約1週間分をまとめて日報を作成し、現金出納員等が確認後に金融機関へ収納しており、現金領収時の整理簿への記載及び毎日の現金残高の確認、速やかな収納を行っていないので、改めて財務諸規程の基本事項を確認し、今後は厳正な現金管理をされたい。

所見（要望事項）

特になし